

議案第 8 4 号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 1 8 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「、」に改め、「長期優良住宅法に関する事務」の次に「及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「低炭素化法」という。）に規定する事務その他低炭素化法に関する事務」を加える。

第 3 条中「長期優良住宅法」の次に「及び低炭素化法」を加える。

別表第 2 に次のように加える。

49	低炭素化法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（別表第 2 の 5 0 の項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）第 7 6 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。別表第 2 の 5 1 の項第 1 号において同じ。）が提出された場合 ア 1 戸建の住宅 5,000 円 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 (ア) 申請に係る 1 の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項及び別表第 2 の 5 1 の項において「申請住戸数」という。）が
----	--	--------------------	--

	1戸のもの	5,000円
(イ)	申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	10,000円
(ウ)	申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	18,000円
(エ)	申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	31,000円
(オ)	申請住戸数が25戸を超え50戸以内のもの	52,000円
(カ)	申請住戸数が50戸を超え100戸以内のもの	94,000円
(キ)	申請住戸数が100戸を超え200戸以内のもの	149,000円
(ク)	申請住戸数が200戸を超え300戸以内のもの	188,000円
(ケ)	申請住戸数が300戸を超えるもの	201,000円
ウ	住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額	
(ア)	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
(イ)	床面積の合計が300平方メートル	

を超え 2,000 平方
メートル以内のも
の

31,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー
トルを超え 5,000 平
方メートル以内の
もの

94,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トルを超え 10,000
平方メートル以内
のもの

149,000 円

(オ) 床面積の合計が
10,000 平方メー
トルを超え 25,000
平方メートル以内
のもの

188,000 円

(カ) 床面積の合計が
25,000 平方メー
トルを超えるもの

235,000 円

(2) 前号以外の場合

ア 1戸建の住宅

38,000 円

イ 住宅用途を含む建
築物の住戸部分 次
に掲げる区分に応じ
それぞれに定める額

(ア) 申請住戸数が 1
戸のもの

38,000 円

(イ) 申請住戸数が 1
戸を超え 5 戸以内
のもの

66,000 円

(ウ) 申請住戸数が 5
戸を超え 10 戸以
内のもの

96,000 円

(エ) 申請住戸数が
10 戸を超え 25
戸以内のもの

140,000 円

(オ) 申請住戸数が

25戸を超え50戸以内のもの

203,000円

(カ)申請住戸数が50戸を超え100戸以内のもの

301,000円

(キ)申請住戸数が100戸を超え200戸以内のもの

411,000円

(ク)申請住戸数が200戸を超え300戸以内のもの

539,000円

(ケ)申請住戸数が300戸を超えるもの

633,000円

ウ 共同住宅の共用部分次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア)床面積の合計が300平方メートル以内のもの

111,000円

(イ)床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

192,000円

(ウ)床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

303,000円

(エ)床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

394,000円

(オ)床面積の合計が

			<p>10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 474,000 円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 553,000 円</p> <p>エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 250,000 円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 412,000 円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 591,000 円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 731,000 円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 867,000 円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 989,000 円</p>
50	低炭素化法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築	建築基準関係規定適合の審査の	別表第 2 の 4 9 の項に規定する合算して得た金額

物新築等計画の認定の申請
(低炭素化法第54条第2
項の規定による申出を伴う
申請に限る。)に対する審
査

申出を伴う低炭
素建築物新築等
計画認定申請手
数料

に、次の第1号に定める額
を加算し、次の第2号又は
第3号に掲げる場合はそれ
ぞれ該当する第2号又は第
3号に定める額を更に加算
して得た金額

(1) 次に掲げる区分に応
じそれぞれに定める額
ア 床面積(市長が別
に定める算定方法に
より算定したものを
いう。以下この号に
おいて同じ。)の合
計が30平方メー
トル以内のもの

7,000円

イ 床面積の合計が30
平方メートルを超え
100平方メートル以
内のもの

14,000円

ウ 床面積の合計が
100平方メートルを
超え200平方メー
トル以内のもの

24,000円

エ 床面積の合計が
200平方メートルを
超え500平方メー
トル以内のもの

31,000円

オ 床面積の合計が
500平方メートルを
超え1,000平方メー
トル以内のもの

58,000円

カ 床面積の合計が
1,000平方メートル
を超え2,000平方
メートル以内のもの

78,000円

キ 床面積の合計が
2,000平方メートル
を超え10,000平方
メートル以内のもの

235,000円

ク 床面積の合計が
10,000平方メー
トルを超え50,000平方

メートル以内のもの
420,000 円
ケ 床面積の合計が
50,000 平方メートル
を超えるもの

777,000 円

(2) 法第 8 7 条の 2 の昇
降機に係る部分が含ま
れる場合 次に掲げる
区分に応じそれぞれに
定める額

ア 昇降機を設置する
もの(イに掲げるも
のを除く。)

1 基ごとに14,000 円
(小荷物専用昇降機
については、5,000
円)

イ 法第 6 条第 1 項の
規定による確認を受
けた昇降機の計画を
変更して昇降機を設
置するもの

1 基ごとに 7,000 円
(小荷物専用昇降機
については、4,000
円)

(3) 法第 6 条第 5 項又は
第 1 8 条第 4 項の構造
計算適合性判定(以下
この号において「構造
計算適合性判定」とい
う。)を要する場合

申請に係る構造計算適
合性判定を要する 1 の
建築物ごとに次に掲げ
る区分に応じそれぞれ
に定める額

ア 構造計算適合性判
定に係る部分の床面
積の合計(市長が別
に定める算定方法に
より算定したものを
いう。以下この号に
おいて「判定対象床
面積」という。)が
1,000 平方メートル
以内のもの

(ア)(イ)以外のも

の

166,800 円

(イ) 構造計算が法第
20条第2号イ又
は第3号イに規定
する国土交通大臣
の認定を受けたプ
ログラム(以下こ
の号において「大
臣認定プログラム
」という。)に
より行われるもの

115,350 円

イ 判定対象床面積が
1,000 平方メー
トルを超え 2,000 平方
メートル以内のもの
(ア)(イ)以外のもの

222,450 円

(イ) 構造計算が大臣
認定プログラムに
より行われるもの

143,700 円

ウ 判定対象床面積が
2,000 平方メー
トルを超え 10,000 平方
メートル以内のもの
(ア)(イ)以外のもの

255,000 円

(イ) 構造計算が大臣
認定プログラムに
より行われるもの

157,350 円

エ 判定対象床面積が
10,000 平方メー
トルを超え 50,000 平方
メートル以内のもの
(ア)(イ)以外のもの

336,900 円

(イ) 構造計算が大臣
認定プログラムに
より行われるもの

199,350 円

オ 判定対象床面積が
50,000 平方メー
トルを超えるもの

			<p>(ア)(イ)以外のもの 619,350円</p> <p>(イ)構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 337,950円</p>
51	低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(別表第2の52の項に規定する審査を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる額をそれぞれ合算して得た額</p> <p>(1)変更後の低炭素建築物新築等計画が低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 1戸建の住宅 2,500円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア)申請住戸数が1戸のもの 2,500円</p> <p>(イ)申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 5,000円</p> <p>(ウ)申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 9,000円</p> <p>(エ)申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの 15,500円</p> <p>(オ)申請住戸数が25戸を超え50戸以内のもの 26,000円</p> <p>(カ)申請住戸数が50戸を超え100戸以内のもの 47,000円</p> <p>(キ)申請住戸数が100戸を超え200戸以内のもの</p>

74,500 円
(ク) 申請住戸数が
200 戸を超え
300 戸以内のも
の

94,000 円
(ケ) 申請住戸数が
300 戸を超える
もの

100,500 円
ウ 住宅用途を含む建
築物(住戸部分を除
く。)及び非住宅建
築物 次に掲げる区
分に応じそれぞれに
定める額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
以内のもの

5,000 円
(イ) 床面積の合計が
300 平方メー
トルを超え 2,000 平
方メートル以内の
もの

15,500 円
(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー
トルを超え 5,000 平
方メートル以内の
もの

47,000 円
(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トルを超え 10,000
平方メートル以内
のもの

74,500 円
(オ) 床面積の合計が
10,000 平方メー
トルを超え 25,000
平方メートル以内
のもの

94,000 円
(カ) 床面積の合計が
25,000 平方メー
トルを超えるもの

117,500 円
(2) 前号以外の場合

- ア 1戸建の住宅
19,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
(ア) 申請住戸数が1戸のもの
19,000円
(イ) 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの
33,000円
(ウ) 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの
48,000円
(エ) 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの
70,000円
(オ) 申請住戸数が25戸を超え50戸以内のもの
101,500円
(カ) 申請住戸数が50戸を超え100戸以内のもの
150,500円
(キ) 申請住戸数が100戸を超え200戸以内のもの
205,500円
(ク) 申請住戸数が200戸を超え300戸以内のもの
269,500円
(ケ) 申請住戸数が300戸を超えるもの
316,500円
- ウ 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
(ア) 床面積の合計が

300 平方メートル
以内のもの

55,500 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
を超え 2,000 平方
メートル以内のも
の

96,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー
トルを超え 5,000 平
方メートル以内の
もの

151,500 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トルを超え 10,000
平方メートル以内
のもの

197,000 円

(オ) 床面積の合計が
10,000 平方メー
トルを超え 25,000
平方メートル以内
のもの

237,000 円

(カ) 床面積の合計が
25,000 平方メー
トルを超えるもの

276,500 円

工 住宅用途を含む建
築物の住宅用途以外
の部分及び非住宅建
築物 次に掲げる区
分に応じそれぞれに
定める額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
以内のもの

125,000 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
を超え 2,000 平方
メートル以内のも
の

206,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー

			<p>ルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 295,500 円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 365,500 円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 433,500 円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 494,500 円</p>
52	低炭素化法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（低炭素化法第 5 5 条第 2 項において準用する低炭素化法第 5 4 条第 2 項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	別表第 2 の 5 0 の項手数料の金額の欄第 1 号の額に、別表第 2 の 5 1 の項に規定する合算して得た金額を加算し、別表第 2 の 5 0 の項手数料の金額の欄第 2 号又は第 3 号に掲げる場合はそれぞれ該当する第 2 号又は第 3 号に定める額を更に加算して得た金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律が施行されることに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料を定めたいので、この案を提出するものである。